災害発生時の避難の流れ

災害の発生
または
災害発生のおそれ

自主避難

親戚・知人宅

自主避難所

自主防災組織（区）が開設する公会場など

（R8.4.1現在）

市が開設・運営する避難所

市が災害対策本部を設置し、

○ 高齢者等避難
○ 避　難　指　示

を、市長が発令する。

発令後、災害の種類・被害の状況・今後の見込みなどによって、開設する避難所を決定します。

したがって、災害時に全ての避難所が開設されるわけではありません。

自宅等の近くの避難所が開設されないこともあります。

市防災行政無線や市ホームページ、消防団による広報等あらゆる手段でお伝えします。

指定緊急避難場所

危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として、緊急的に避難する場所（市内149施設）

指定避難所

避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設（市内45施設）

福祉避難所

避難者の中でも特別な配慮を必要とする要配慮者を対象に開設する避難所